

令和8年度 南魚沼市立総合支援学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号，平成25年6月28日公布，平成25年9月28日施行，以下「法」という。）第13条の規定に基づき，「南魚沼市立総合支援学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは，法第2条で「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義を踏まえた上で，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては，表面的・形式的ではなく，いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また，いじめには多くの態様があることから，いじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは，県条例第2条第2項で「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

③ いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは，いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり，児童生徒の尊厳を損なう，決して許されない行為である。教職員は，いじめがどの子どもにも，どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに，いじめの早期発見に努め，いじめを認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対処することが重要である。

また，児童生徒には，いじめを行わないことのみならず，いじめを認識しながらはやし立てたり，傍観したりすることがないように，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて，いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し，学校，家庭，地域，関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

なお，新潟県いじめ等の対策に関する条例では，「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから，本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については「いじめ類似行為」に関して同様に取り扱うものとする。

④ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

具体的ないじめ類似行為の態様には、以下のようなものがある。

- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(2) いじめ防止のための取組

よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- イ 全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童等がいじめを行う背景にある要因についての改善を図るとともに、児童等がストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

① 人権教育、同和教育の充実

- ア 相手を思いやり、進んで友だちとかかわったり、協力したりする児童生徒の育成に努める。
- イ 一人一人の個性、違いを認め、尊重する児童生徒を育てる。
- ウ 正しい認識を身に付け人権感覚を磨く校内研修や、差別の現実学ぶ現地研修等を計画的に実施する。

② 道徳教育の充実

- ア 一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる風土を学校全体につくり出す。
- イ 「いじめは絶対に許されない」という認識を全ての児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめにつながることを知らせ、適切な行動と態度を育てる。

ウ 道徳の時間の指導を通して、命を大切にできる意識と態度を育てる。

エ 仲間を大切に、助け合おうとする態度を育てる。

③ 交流教育の充実

近隣の小中学校や居住地校交流等、様々な活動を通して生活経験を広げる。人とのかかわる楽しさを味わいながら、地域で共に生きる仲間という意識を育てる。

④ 社会性の育成

ア 学部間の交流活動、自立活動におけるソーシャルスキルの指導等を通して他者との適切なかかわりを育てる。

イ 地域の人材を活用し、体験的活動を通して、様々な人々とふれあう機会を広げる。

⑤ 日常的な職員間の連携・情報交換

適時、児童生徒の情報交換を実施し、子どもの変容等について共通理解を図る。

(3) いじめの早期発見

教職員、児童等や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。教職員や保護者等は、児童等からいじめに係る相談を受け事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童等及びいじめを知らせてきた児童等の安全を確保することや、いじめたとされる児童等に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことを組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、児童等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

ウ 児童生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む委員会活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

在籍する児童や保護者に対する調査を必要に応じて実施する。(法第16条)

児童生徒の実態を考慮し、職員の日々の行動観察や保護者との連携で、児童生徒の状況を把握していく。

7月及び12月に記名式の学校生活アンケートを実施する。

イ いじめ相談体制の整備 教育相談員等との連携

ウ 教職員の資質向上

(2) いじめの防止等の対策のための組織

① 名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立総合支援学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，生徒指導部員，必要に応じて，インクルーシブ教育推進室職員，教育相談員，民生児童委員等とする。

③ 委員会の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録，共有
エ 当該情報の迅速な共有，関係児童等への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

④ 委員会の取組

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）。

イ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。

ウ いじめの発生時の対応に関すること。

(3) いじめ発生時の措置

*いじめを認知した日を含め5日以内に市教育委員会に報告する。

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は，速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に，委員会としての対応策を協議し，全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめを受けた児童等を確実に見守って保護する。また，必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童等の保護者に家庭訪問等を行い，事実関係と当面の対応を説明し，今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ いじめを行った児童等に対して，自らの行為の責任を自覚させ，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導する。その保護者に対して学校との連携を継続し，保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童等に対して，自分の問題として捉えさせるとともに，誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して，関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童等に対して，学級指導，学部集会，全校集会等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し，いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については，市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。犯罪行為等については，警察署に通報・相談を行う。また，児童・生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに南魚沼警察署に通報し，適切な援助を求める。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ※児童等の自殺未遂や心身への傷害、金品等の被害等
- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※年間30日めやす、一定期間、連続して欠席等
- ③ その他、市教育委員会が重大と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合

- ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。